

第34回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後2時2分～午後2時30分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	4番 木下勝徳	6番 植木健太郎
7番 楠田耕三	8番 平 光正	9番 中野裕二	10番 本多利任
11番 山下勝也	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵	14番 水田 勇
16番 金子初夫	17番 馬場正国		

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	20番 田中芳邦	21番 野原重光	22番 中山秀樹
23番 田中八郎	25番 増田孝徳	27番 内田一郎	28番 末吉秀明
30番 中村康弘	31番 石橋浩昭	32番 石橋正浩	35番 寺田俊秀
37番 原田久也	38番 岡田裕弥	41番 三宅東英	42番 本多晋介
44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦
48番 飛永敏博			

4 欠席委員
(農業委員)

3番 伊崎美代子 5番 小川一英 15番 中村修治

(農地利用最適化推進委員)

24番 本多正敬	26番 北岡新市	29番 神崎好史	33番 山口俊一
34番 松尾和昭	36番 末續公德	39番 浅田修弘	40番 柴内成世
43番 宮崎 努			

5 議事録署名委員 14番 水田 勇 16番 金子初夫

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第147号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

・地籍調査推進委員の選出について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第34回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3番伊崎委員、5番小川委員、24番本多委員、26番北岡委員、29番神崎委員、33番山口委員、34番松尾委員、39番浅田委員、40番柴内委員、43番宮崎委員のほうから欠席の届出がっております。また、15番の中村委員さんからは若干遅れるということで連絡がっております。ただいま出席の委員数は15名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

では、本日は第34回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案が4月18日衆議院農林水産委員会で議決されたところです。農政の憲法とされるこの基本法の改正に対し、全国農業会議所は農業者が真に望む施策の展開として食料安全保障の確立に向けた施策の具体化をはじめ6つの大項目を政策提案するとしております。今後も引き続き注視が必要と考えられます。

令和5年度の農業者年金の加入推進につきましては、全体加入者数は19人で全国第5位、若年層20歳から39歳までの加入者数は13人で全国第4位、女性の加入者数は11人で全国第2位とすばらしい成績を収めることができました。これも皆さんの活動の成果であったと思っております。

昨日、民間の有識者グループ人口戦略会議で、全体の4割に当たる744自治体で2050年度までに20歳代から30歳代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性がある、こうした分析を公表しました。南島原市は、10年前の2014年に行われた同様の分析に引き続き該当しています。このような状況の中、農業委員会としても結婚対策、市内外からの多様な農業人材の就農に力を注がなければならないと思っております。ぜひ、皆さんの知恵を出し合い取り組んでいきましょう。

それでは、事務局長から、農業委員18名中、出席委員15名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に14番水田委員、16番金子委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お疲れさまでございます。

私のほうから、議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明します。

2ページをお願いします。

今月は贈与が1件、431平米、売買が2件の合計799平米となっております。

案件につきまして読み上げます。

(議案第144号 番号1～3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 3条についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番は布津の案件ですけれども、布津の委員さんいかがでしょうか。

(「ございません」との声)

議長 よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 2番は土地の所在が口之津町ですので、口之津の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいですか。

3番は加津佐町の土地の所在地ですけれども、加津佐町の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議長 よろしいでしょうか。

皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号1より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページから5ページになります。

まず、3ページのほうをお願いします。

番号1、加津佐町の社会福祉法人〇〇、土地が加津佐町〇〇番、地目が畑、地積が320平米となっております。

転用の目的は〇〇施設用地となっております。申請地を転用して、〇〇施設、〇〇と〇〇棟を建築したいということでございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。

〇〇施設(〇〇及び〇〇棟)、木造平家建ての建築面積137.71平米となっております。

最大0.3mの盛土、最大1.5mの切土をし、間地ブロック擁壁にて土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎまます。雨水は、新設される集水桝及び側溝を経由し既存の水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきまましては、合併浄化槽で処理後、既存の水路へ放流予定となっております。

資金につきまましては、自己資金により賄われまます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。おととい、23日ですか、4月23日の2時40分頃から、私と口之津の〇〇委員さん、それに〇〇推進委員さん、それに事務局3名で見てまいりました。

場所は、加津佐〇〇公園があるのですけれども、その真上に〇〇公園というのがあります。それから、その下をちょっと下ったところですがけれども、行けば分かるのですけれども、行くのは難しいです。〇〇があり、その一部なんですけれども、それでちょっと見てまいりましたけれども、石垣を積んであつとですけれども、この石垣は持ちますかと言ったら、全部替えますということで間地ブロックに替わってしまって、そしてできるそうです。ちょっと切土とか盛土しますけれども。

汚水・雑排水なんかは、こっちの大きい水路がありますので、それに流すということで、左側のほうにもちょっと小さい水路があつたんですけれども、そこから石垣の横を2列水路を通すということで、合計してみんなこっちに、右側の大きい水路になる。その水路は、50cm以上ある水路で多分大丈夫だろうと思います。勾配も結構ありまして、水は足らんぐらい流れそうです。

あとは、隣の人への了解は得られたんですかということで、西日だけ当たらんとですもんね、その状況だったら。そこで、言うって下さいということで、昨日、今日ですか、連絡があつて了承いただけたということで、もうほかには問題ないんじゃないかなと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員さんがおっしゃられたとおりで、隣でジャガイモを作っていたら承諾をとということで、今報告がありましたとお承り承諾いただいたということですので、何も問題ないと思っております。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

6ページをお願いします。

番号1、福岡県の〇〇さんから口之津町の〇〇さんへ、口之津町〇〇番〇〇、地目が畑、地積が154平米となっております。

転用の目的は駐車場用地です。申請地を譲り受けて、経営する店舗〇〇の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可日、期間は永年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

駐車場用地154平米となっております。最大0.1mの盛土をし、整地を行い、土留め工事を行い土砂の流出を防ぎます。なお、碎石舗装し東側の店舗側に緩やかに傾斜させます。雨水に

つきましては、基本自然流下となりますが、大雨時には店舗側の水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果は、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午後2時より、〇〇委員、私、〇〇推進委員、事務局3名で行ってまいりました。

今、事務局が説明されたとおり、何ら問題ないと思います。それと、国道側と今見えていますポールみたいなものが立っていますが、そこはかなり大きい水路がありますので何ら問題ないと思ってまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり何も問題はないと思います。そして、周りにも畑がないので別に住民に迷惑がかかるわけでもない、いいんじゃないかなと思っています。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第147号 農用地利用集積計画の決定について** を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第147号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。7ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が再設定のみ2件、5,040平米となっております。使用貸借権は、今月はありませんでした。所有権移転が売買のみ6件で、合計が9,182平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては、新規のみ、賃貸借権が16件の2万8,109平米、使用貸借権が3件、6,721平米の合計19件、3万4,830平米です。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、なお再設定および一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、8ページをお願いします。

(議案第147号 所有権 番号3～8を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところではありますが、8ページ番号8は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 では、次に番号8について審議いたします。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇

○推進委員の退場を求めます。

——— ○○番○○推進委員退席 ———

議 長 番号8について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障のない旨を回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障ない旨を回答いたします。

○○番○○推進委員の入場を求めます。

——— ○○番○○推進委員入席 ———

議 長 ご意見がありませんので、議案第147号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、議案第147号 農用地利用集積計画は承認することに決定いたします。

次は、11ページですね。農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

12ページ、次に、令和6年度地籍調査推進委員の選出についてを協議いたします。事務局に説明をお願いします。

事務局(○○) この地籍調査につきましては、今現在、南島原市におきまして加津佐町と西有家町が今現在進んでいる状況であります。今回、加津佐の野田第6の地籍調査を今年度実施するに当たり、農業委員会委員の中から地籍調査の推進委員を選出していただきたいということで、市長より選出のお願いがなされております。この分については、加津佐の委員さんでどなたかお一人方お願いをする形になりますので、選出のほうよろしくをお願いします。

なお、農業委員につきましてはこの8月で改選になりますので、取りあえずは7月までの委員ということで、そういう選出でお願いしたいと思います。

議 長 加津佐の農業委員の方で選出をお願いしたいと思います。○○委員と○○委員、お二人です。で、地区は加津佐地区の野田第6ということになります。どちらがよろしいですか。

○○番○○委員 お願いします。

議 長 ○○委員、よろしいですか。

○○番○○委員 はい。

議 長 じゃ、○○委員、よろしくお願いいたします。

○○番○○委員 7月いっぱいまで。

議 長 はい。

以上をもちまして、議事を終了いたします。